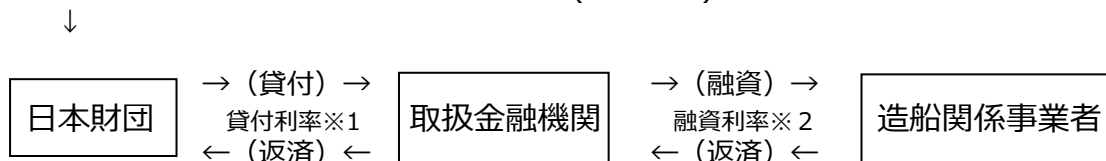


A. 造船関係事業貸付制度のしくみ

モーターボート競走法第 45 条に基づく収益金(貸付原資)



※1.貸付利率は、日本財団が取扱金融機関に貸し付ける貸付利率です。今回引き下げます。

※2.融資利率は、取扱金融機関が融資先に融資する場合の上限利率です。今回引き下げます。

B. 制度改正後の日本財団の造船関係貸付事業の概略 (下線部分は 2017 年度改正箇所)

【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類: [設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金及び、土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)
[運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間: 設備資金 / 15 年以内、運転資金 / 5 年以内 据置期間: 6 カ月以上 1 年以内
- 3) 利 率: 年 1.7%以内 (固定金利) (※2017 年度改正)
- 4) 利用対象者: 造船業・造船関連工業・海運業・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額: 設備資金 / 20 億円、運転資金 / 5 億円 (2017 年度は特に必要と認め 10 億円とする)

【経営革新支援資金貸付制度】

- 1) 種類: [設備資金] 経営革新の為の事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業を実施する為に必要な設備資金及び土地取得資金(造船関係事業の用に供しない土地は対象外)
[運転資金] 経営革新の為の事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は経営力向上に係る事業を実施する為に必要な運転資金
- 2) 貸付期間: 設備資金/15 年以内、運転資金/ 5 年以内 据置期間: 6 カ月以上 2 年以内
- 3) 利 率: 年 1.4 %以内 (固定金利) (※2017 年度改正)
- 4) 利用対象者: 造船関係事業者で、「中小企業等経営強化法」で、承認または認定を受けた者
- 5) 貸付金限度額: 設備資金/20 億円、運転資金/ 5 億円

【緊急運転資金】

- 1) 貸付金種類: 運転資金 倒産を防止するため必要な運転資金
- 2) 貸付期間: 5 年以内
- 3) 利 率: 年 0.7%以内 (固定金利) (※2017 年度改正)
- 4) 利用対象者: 造船関係事業者で、国が運転資金の交付を要請する者
- 5) 貸付金限度額: 15 億円